

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 〃 年 〃 月 / 〃 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャササキサキサンギョウ 株式会社 佐々木産業
 住所 大阪府寝屋川市点野2丁目21番2号
フリガナ 代表者氏名 ササキ ヨシハル 代表取締役 佐々木 義治
 電話番号 072-801-8077
 FAX番号 072-801-8078
 メールアドレス s.sangvo@guitar.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 〆年 〆月 / 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 佐々木産業
住 所 大阪府寝屋川市点野2丁目21番2号
代表者氏名 代表取締役 佐々木 義治



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャササキサンギョウ 株式会社 佐々木産業		
住 所	大阪府寝屋川市点野2丁目21番2号		
フリガナ 代表者の氏名	ササキ ヨシハル 代表取締役 佐々木 義治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者	代表取締役 佐々木 勇二	代表取締役 佐々木 義治	令和元年9月30日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 2 月 / 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 佐々木産業

住 所 大阪府寝屋川市点野2丁目21番2号

代表者氏名 代表取締役 佐々木 義治



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府寝屋川市点野二丁目21番2号
株式会社佐々木産業

会社法人等番号	1200-01-147912	
商号	株式会社佐々木産業	
本店	大阪府寝屋川市豊里町3番11号	
	大阪府寝屋川市点野二丁目21番2号	平成15年 4月 1日移転 ----- 平成15年 4月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成6年10月3日	
目的	1. 土木・建築工事の請負、設計及び施工 2. とび・土工事業 3. ほ装工事業 4. 水道施設工事業 5. 給水装置工事 6. しゅんせつ工事業 7. 管工事業 8. 産業廃棄物処理業 9. 不動産の賃貸、売買、仲介、管理、鑑定並びにコンサルティング 10. 土地開発、宅地造成並びに分譲 11. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成24年 9月27日変更 平成24年10月18日登記	
発行可能株式総数	8000株	平成24年 9月27日変更 ----- 平成24年10月18日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成24年 9月27日変更 平成24年10月18日登記	
役員に関する事項	取締役 佐々木 義治	平成23年12月26日重任 ----- 平成24年 2月 7日登記

	取締役 <u>佐々木邦子</u>	平成23年12月26日重任
		平成24年 2月 7日登記
		平成29年 9月30日辞任
		平成29年10月19日登記
	取締役 <u>佐々木勇二</u>	平成23年12月26日重任
		平成24年 2月 7日登記
		令和 1年 9月30日辞任
		令和 1年11月15日登記
	取締役 <u>佐々木涼介</u>	平成24年 9月27日就任
		平成24年10月18日登記
	大阪府寝屋川市寝屋一丁目33番5号 代表取締役 <u>佐々木義治</u>	平成23年12月26日重任
		平成24年 2月 7日登記
		平成26年 5月 3日住所移転
	大阪府寝屋川市寝屋一丁目40番2号 代表取締役 <u>佐々木義治</u>	平成29年 1月11日登記
	大阪府寝屋川市豊里町3番11号 代表取締役 <u>佐々木勇二</u>	平成28年 2月 3日就任
平成28年 2月 3日登記		
令和 1年 9月30日辞任		
令和 1年11月15日登記		
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 2月17日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 元年12月 3日
大阪法務局枚方出張所
登記官

徳 永 貞 幸



株式会社 佐々木産業 定 款

第1章 総則

【商号】

第1条 当社は、株式会社佐々木産業 と称する。

【目的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木・建築工事の請負、設計及び施工
2. とび・土工工事業
3. ほ装工事業
4. 水道施設工事業
5. 給水装置工事
6. しゅんせつ工事業
7. 管工事業
8. 産業廃棄物処理業
9. 不動産の賃貸、売買、仲介、管理、鑑定並びにコンサルティング
10. 土地開発、宅地造成並びに分譲
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を 大阪府寝屋川市に置く。

【公告方法】

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

【発行可能株式総数】

第5条 当社の発行可能株式の総数は、8,000株とする。

【株券の不発行】

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

【株式の譲渡制限】

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

【株主名簿記載事項の記載の請求】

第8条 当社の株式取得者が、株主名簿の記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に当該株式の株主として株主名簿に記載されている者もしくは、その相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求によりその事由を証する書面を提出しなければならない。

【質権の登録及び信託財産の表示】

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

【手数料】

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手料を支払わなければならない。

【基準日】

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

【株主の住所等の届出】

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合における、その事項についても同様とする。

【募集株式の発行】

第13条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議によってする。

第3章 株主総会

【招集】

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日3日前までに、書面投票又は電子投票を認める場合には2週間前までに株主に対して招集通知を発するものとする。

【議長】

第15条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

【決議】

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【議決権の代理行使】

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、及び代表取締役

【取締役の員数】

第18条 当会社の取締役は1名以上を置く。

【取締役の選任】

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

【取締役の任期】

第20条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

【代表取締役及び社長】

第21条 取締役を2名以上選任した場合は、そのうち1名以上を取締役の互選により代表取締役と定める。

2 代表取締役のうち1名を社長とする。

【報酬及び退職慰労金】

第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

【事業年度】

第23条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

【剰余金の配当】

第24条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に配当する。

【剰余金の配当等の除斥期間】

第25条 当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 経営統制

【コンプライアンス】

第26条 役員及び従業員は、法令、定款、株主総会の決議並びに社会倫理を遵守し、当社のために忠実にその職務を行い、健全で透明・公正な事業活動を通じて、当社の社会的責任を果たすことに努めなければならない。

【定款の見直し】

第27条 当社は、定款の重要性を再確認するために、定時株主総会において当該定款の見直しをすることとする。

2 前項の規定にかかわらず、当社は株主もしくは役員構成に変更があったとき、又は法令もしくは社会情勢が変化したときは、遅滞無く臨時株主総会を開催して、定款の見直しを検討しなければならない。

第7章 附 則

【その他】

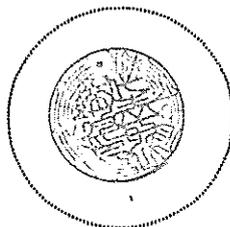
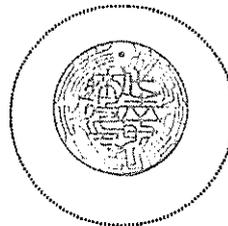
第28条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

この定款は当社の現行定款に相違ありません。

令和元年12月3日

株式会社佐々木産業

代表取締役 佐々木 義治



遅延理由書

令和 2 年 1 月 / 日

水道事業者 様

届出者

住 所 〒572-0077

大阪府寝屋川市点野 2 丁目 21 番 2 号

商 号 株式会社佐々木産業

代表者 代表取締役 佐々木 義治



この度、代表取締役を変更し、期日内に届出を提出しなければならないところ、
登記事項証明変更の手続きが遅くなったため、変更手続きが遅れましたことは、
誠に申し訳ございません。

今後は、十分に注意致しますので、宜しくお取り計らい願います。